

忠岡町立学校における働き方改革の取組指針について

忠岡町教育委員会

1.はじめに

学校を取り巻く環境は、社会の急激な変化に伴い、より複雑化・困難化しており、学校には、これまで以上に子どもたちに対するきめ細かな対応が求められています。また、子どもたちが予測困難な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に身につけられるよう、学校教育の改善・充実がこれまで以上に求められています。

併せて、これらの対応を進める上で、教員の業務は多様化し、拡大していることから「教員の働き方改革」は喫緊の課題となっています。本町においては、独自の施策も実施するなど業務改善に取り組んでおり、一定の成果も見られているところです。しかしながら、教員の長時間勤務の抜本的な解消や学校教育環境の更なる充実に向けては、今後も継続的な取組が必要です。

今般、忠岡町教育委員会では、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、「忠岡町立学校における働き方改革の取組指針」を策定しました。

今後は、本指針に基づき、管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の醸成を一層促進し、教職員の働き方の改善と本町教育の質の向上を図ります。

2. 本町の働き方改革の目的

- (1) 「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること
- (2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること

3. 教職員の時間外勤務時間の軽減

『忠岡町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和6年1月22日)』

※一部抜粋

●「時間外在校等時間」における上限の目安時間

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

●上限時間の原則に対する例外

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月あたりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において時間外在校等時間が45時間を超える月数について6箇月

4. 忠岡町教育委員会、学校の責務

(1) 忠岡町教育委員会の責務

忠岡町教育委員会は本町立学校の服務監督権者として、本指針を踏まえ、教職員の働き方改革及びその推進に向けて継続的に取り組みます。

(2) 学校の責務

学校においては、校長をはじめ、全教職員が本指針の趣旨を理解し、指針に基づき具体的な取組みを実施します。そのためには、特に、校長をはじめとした管理職がリーダーシップを発揮することが重要であり、管理職は、所属教職員に対して指針の趣旨等を理解させ、所属教職員の長時間勤務の改善に努めます。

また、各教職員は、働き方改革の目的、趣旨を理解し、自らの働き方を見直し、長時間勤務の改善に向けた取組みを実施します。

<働き方改革のポイント>

○目的の明確化

働き方改革を進めることは「子どもと向き合う時間を確保し、授業や指導の質を高め、ひいては学校教育の質を高めることにつながる」という意識を全教職員が持つこと。

○意識改革の重要性

働き方改革を進めるために必要なことは、無制限・無定量の勤務を是としないこと、教職員一人ひとりが組織の一員として効率的に業務を遂行する意識を持つこと。また、タイムマネジメントの意識を持つことが重要。

○業務の見直し

働き方改革を進めるには、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことが必要。

5. 教員の負担軽減に寄与するこれまでの取組み

(1)働き方に関する意識改革を図る取組み

①「出退勤管理」の設定（令和元年8月から）

- ・教職員の出退勤をタイムカード（IC カード）により管理。令和5年6月からは、校務支援システムを活用し、客観的に各教職員の時間外在校等時間を可視化することにより、教職員の健康管理を促す。

② 部活動運営方針(平成31年3月から)

- ・適切な休養日及び勤務時間の設定について、学期中は、原則、週2日以上以上の休養日を設ける。週当たり平日1日以上以上の休養日を設け、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。

③「学校閉庁日」の設定（令和3年8月から）

- ・教職員が一斉に休暇等を取得し、学校に勤務しない日（8月15日を含め前4日間）を設定することにより、教職員の心身のリフレッシュ及び休暇取得の推進を図っていく。

(2)業務改善推進の取組み

①「支援学級介助員」の配置

- ・障がいのある児童生徒へ日常生活や学習活動のサポートを行う。

②「学校図書館司書」の配置

- ・学校図書館の管理、運営、学校図書館を活用した授業等の支援を行う。

③登下校の見守り活動の実施

- ・スクールガードリーダーの配置により、児童生徒の登下校の安全確保を行う。また、地域のボランティア等の活動により、児童生徒の登下校の安全が図られている。

④「学校看護師」の配置

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒の在籍する学校に学校看護師を配置することで、児童生徒及びその保護者が安心して学校生活を送ることができる環境を構築している。今後も、専門性を持った職員が医療的な対応を担う。

⑤「スクール・ソーシャル・ワーカー」の活用

- ・中学校区にスクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、学校アセスメントや目的に応じた各種会議の組織的な運営について、管理職等と連携し推進している。子ども達の置かれた様々な環境に、教育分野の知識と、社会福祉等の専門的な知識を持ってアプローチし、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等の課題解決を支援している。また、専門性を持った助言を行う。

⑥「スクール・サポート・スタッフ」の配置（令和6年4月から）

- ・教員の事務業務の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間の確保および時間外勤務の軽減を図る。 ※令和6年度は、小学校2校、中学校1校の全3校に配置。

⑦学校支援社会人等指導者派遣事業・学校支援学生ボランティア派遣事業等の実施

- ・専門知識等を有する外部指導者や学生ボランティア等を活用することにより、児童・生徒の興味・関心・意欲の向上を図り、学校の活性化の一助を図る。

⑧音声ガイダンスの導入（中学校：令和３年１月から 小学校：令和５年４月から）

- ・勤務時間外において、原則、小学校は午後６時以降、中学校は午後６時３０分以降、音声ガイダンスに切替。

⑨統合型校務支援システムの導入（令和５年１月から）

- ・通知表及び指導要録への記載など学習評価をはじめとした業務の電子化による効率化を図る。

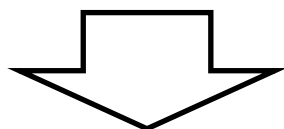
⑩GIGA スクール構想の推進

- ・１人１台学習用端末とデジタルドリル教材や授業支援ソフト等を効果的に活用して、学習活動を行うことにより、教員の授業準備や成績処理等の業務負担が軽減され、児童生徒の個別最適化された学びや協働的な学びの充実を図る。

6. 今後の本町教職員の働き方改革推進について

本町の働き方改革の目的（再掲）

- （１）「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させること
- （２）教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備すること



目標

教職員の時間外勤務時間の軽減

「時間外在校等時間」における上限の目安時間

- ・ 1 箇月について 45 時間
- ・ 1 年について 360 時間

（１）教職員の意識改革

- ・ 月 80 時間超の時間外在校等時間の解消（緊急）

（２）学校運営体制の見直し

- ・ 各教員が担う業務量の平準化
- ・ 小学校における教科担任制の導入
- ・ 授業時間数の見直し
- ・ ゲストティーチャーなど地域人材活用の推進

（３）DX化の推進

- ・ DXの視点を取り入れた業務改善
（例）各種調査、分析業務、照会・回答業務 等
- ・ 町から学校への調査、アンケート等のDX化
- ・ 学校における業務改善の好事例の収集・紹介

（４）行事等の見直し

- ・ 町主催の行事や学校行事及び各種研修等の改善・見直し

（５）専門スタッフの活用等

- ・ 業務の効率化
- ・ 人材確保
（例）「支援学級介助員」「学校図書館司書」、「看護師」、「スクールカウンセラー」
「スクール・ソーシャル・ワーカー」、「スクール・サポート・スタッフ」
「外国人子女語学指導員」等

（６）部活動における負担軽減（地域移行を含めた部活動の在り方の見直し）

- ・ 部活動外部指導者派遣事業